

法令ノ解釋

一明治三十七年二月二十四日第七師團法官部長ヨ  
 リ宣戰詔勅發布以後ハ軍刑法戰時ヲ以テ論スヘ  
 キヤノ問合アリタリ之ニ對シ右發布以後ハ無論  
 戰時ナルヘキモ其以前ヲ戰時ト為スヘキヤニ付  
 テハ詮議中ナル旨ヲ回答ス殊日閣議ヲ以テ我國自由行動ヲ執ルヘキ旨  
 ヲ宣書シタル日ヨリ戰時ト見做スルニ決定セラル  
 一同 九月二十日留守第十二師團理事ヨリ軍役夫  
 出征途中賭博ヲ為スヲ其引率官タルニ等計手現  
 行ノ場合ニ認メタルモノアリ現行犯ト見ルヘキ  
 ヤノ問合アリタリ之ニ對シ現行犯ト見テ然ルヘ

法令ノ解釋

附

目

0041

キ旨ヲ回答ス

一同三十八年一月十七日韓國駐劄兵站理事ヨリ一時便宜ノ為通譯補助トシテ使用シタル上等兵ハ官吏ヲ以テ論スヘキマニ付問合アリタリ之ニ對シ官吏ヲ以テ論スル限ニアラサルヘキ旨ヲ回答ス

一同一月二十四日近衛師團理事ヨリ敵ノ委棄シタル馬ヲ戦利品トシテ鹵獲シ後之ヲ私シタルモノハ竊盜ヲ以テ論スヘキマニ付問合アリタリ之ニ對シ竊盜ヲ以テ論スルハ失當ナラサル旨ヲ回答ス

0042